[7475/3C-025-005]

Ver.11

3.生化学的検査 >> 3C.低分子窒素化合物>>3C025 尿素窒素(UN) [蓄尿]

尿素窒素(UN)
[蓄尿]
urea nitrogen

連絡先　PHS 6570

患者同意について

検査結果に影響を与える臨床情報

アスコルビン酸（100 mg/dLまで）, ビリルビン（50 mg/dLまで）, 乳び（3000濁度まで）, ヘモグロビン（500 mg/dLまで）は測定値に影響を与えません. 高蛋白食, 蛋白異化の亢進する病態（悪性腫瘍, 感染, 外傷, 手術など）で増加します. コルチコステロイド, 利尿薬, テトラサイクリンなどで増加します.

オーダーボタン名(検体)

7475	001	尿素窒素[蓄尿]

検査予約	
至急オーダー	可

検査オーダーに関する注意事項

患者の検査前準備

検体採取のタイミング

ラベル見本(検体)(単項目オーダー時)

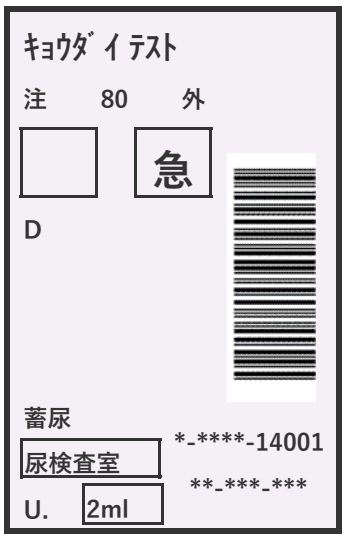

ラベル見本(細菌)(単項目オーダー時)

採取容器・検査材料

[7475/3C-025-005]

Ver.11

3.生化学的検査 >> 3C.低分子窒素化合物>>3C025 尿素窒素(UN) [蓄尿]

尿素窒素(UN)
[蓄尿]
urea nitrogen

連絡先　PHS 6570

01	U	丸底プレイン(白)	
採取材料	蓄尿	採取量	2 mL
測定材料		測定必要量	

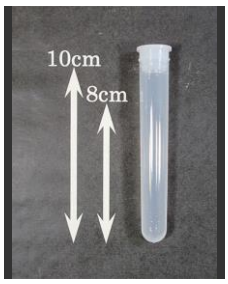

採取容器について

検体採取について

高粘度の検体は検査不可少量の検体（500 μL未満）は不可保存剤入りの尿は不可

採取後検体の取扱い

室温保存

検体搬送について

採取検体の保存条件

	保存検体種	優先保存条件	保存条件1		保存条件2		保存条件3	
			温度	安定性	温度	安定性	温度	安定性
01	遠心後の蓄尿上清	保存条件1	冷蔵					

受入不可基準

溶血	検体凝固	強乳び	採取量過不足	採取容器違い
			不可	

尿材料違い	冷蔵保存なし	遮光保存なし	開栓	黄疸
不可				

検査に要する時間(生理検査)

再検査･追加検査の対応可能日数

検体採取日から2日間

検体採取に関する注意事項・検査の実施に関する注意事項

検査機器	TBA-2000FR（キヤノンメディカルシステムズ）

[7475/3C-025-005]

Ver.11

3.生化学的検査 >> 3C.低分子窒素化合物>>3C025 尿素窒素(UN) [蓄尿]

尿素窒素(UN)
[蓄尿]
urea nitrogen

連絡先　PHS 6570

検査所要日数	当日報告
検査部門・委託先	外来棟2階 尿検査室
検査部門(平日時間内)	
検査部門(時間外・休日)	

検査結果報告について

基準値設定材料・検査方法

基準値設定材料	蓄尿
検査方法	ウレアーゼ･GLDH法

生物学的基準範囲

		男性	女性	単位
00	濃度	***	***	mg/dL
00	1日排泄量	6.5 - 13.0	6.5 - 13.0	g/d

基準値情報

緊急異常値

電話連絡対応

臨床的意義

  組織蛋白や食事蛋白の分解により生じたアミノ酸の分解産物であるアンモニアが, 肝臓の尿素サイクルで代謝されて尿素となる. 分子量60 Daで糸球体を自由に通過するが, 近位および遠位尿細管において水とともに再吸収される. 集合管での再吸収は抗利尿ホルモン（antidiuretic hormone: ADH）の存在下で亢進する. したがって, 組織蛋白の異化が亢進する場合には血中尿素窒素が上昇し, 尿中にも排泄され増加する. 食事蛋白の摂取過多でも尿中の排泄は増加する. それに対して, 肝疾患や蛋白制限時（エネルギーを十分に摂取している場合）には, 肝での尿素の生成そのものが低下するためUNの排泄も低下する.

異常値を示す病態・疾患

参考文献

[7475/3C-025-005]

Ver.11

3.生化学的検査 >> 3C.低分子窒素化合物>>3C025 尿素窒素(UN) [蓄尿]

尿素窒素(UN)
[蓄尿]
urea nitrogen

連絡先　PHS 6570

JLAC10

分析物	3C025	尿素窒素(UN)
識別	0000	
材料	004	蓄尿
測定法	272	紫外吸光光度法 (UV法)

変更履歴

Ver	文書更新日	変更適用日	内容
1	2008/04/01	2008/04/01～	制定
2	2015/11/25	2015/11/27～	基準値変更
3	2016/04/25	2016/04/01～	平成28年度診療報酬改定
4	2018/04/06	2018/04/01～	平成30年度診療報酬改定
5	2018/05/08	2018/03/19～	検査機器変更([TBA-120FR]⇒[TBA-2000FR])
6	2020/04/02	2020/04/01～	令和2年度診療報酬改定
7	2022/03/09	2021/12/09～	採取名称部分に検体搬送先を印字
8	2022/04/06	2021/06/28～	検査場所を変更
9	2022/08/01	2022/04/01～	令和4年度診療報酬改定
10	2022/12/01	2022/12/01～	受入不可基準などについて全面改訂
11	2024/06/04	2024/06/01～	令和6年度診療報酬改定